

平成 31 年度 公益財団法人青少年野外活動総合センター事業計画

平成 31 年度事業計画概要

平成 30 年は大きな災害の続く年となりました。被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。友愛の丘と大正池グリーンパークでも野外施設が大きく被害を受け、予約キャンセルが相次ぐ事態となりましたが、幸いにして人的被害は免れました。天候は如何ともなりません、本年は順調な一年となることを祈るばかりです。

城陽の地に青少年のための野外活動拠点が開設されて、45 年以上が経過しました。この間、施設周辺的环境は大きく変化しました。京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」の指定管理業務は 6 年目となりました。新名神高速道路の工事も着々と進んでおり、府立木津川運動公園の北側部分である府有地の活用方法についても具体的な計画が提案される見込です。また近隣では、アウトドア用品メーカー株式会社ロゴスコーポレーションが、城陽市立鴻巣運動公園「プラムイン城陽」を「ロゴスランド」として、昨年暫定オープンしました。そして隣接する「アイリスイン城陽」もこの 4 月より改修が始まり、7 月からは本格的な営業がはじまります。バーベキュー場の新設など友愛の丘の業態と重なる部分があり、当センターにも何らかの影響があるものと思われます。

また長年運営に関与してきた「大正池グリーンパーク」は、運営母体であった NPO 法人大正池環境サポートセンターが平成 31 年 3 月をもって解散となり、この 4 月からは当センターが単独で、指定管理業務にあたることになりました。今までの経験はありますが、新しい体制の基に運営が始まります。まずは安定した営業の実現と地元との良好な関係の構築が課題となります。

友愛の丘は、施設の老朽化が目立ち、新規更新が課題となっています。年々拡大する子ども自然体験事業も新たな展開を模索しています。青少年をとりまく環境も変化して久しく、それにともない青少年以外の施設利用が増加し、主催による子ども事業が増加しており、業務形態も変化し続けています。

この数年と同じく、今年もこのような大きな変化に対応した柔軟な体制と、変化にもぶれない安定した運営と方針の確立が、求められる年となります。

(1) 野外活動や青少年育成、自然環境保全を行う事業

前年度に実施した事業を引き続き開催するほか、体験的な事業をさらに進め

ます。また、当法人は友愛の丘の他に、京都府立木津川運動公園、大正池グリーンパークにかかわっていますが、それぞれの施設で実施する事業間の連携を目指し、計画的な広報など、参加者確保を図ります。

前述の3施設に来場する方を対象に、自然理解と人の相互理解を深める野外活動プログラム、環境教育プログラムの提供を積極的に行ないます。また大正池グリーンパークでのカヌー体験提供事業を本格的に開始します。

(2) 野外活動や青少年育成、自然環境保全に携わる人材を育成する事業

例年と同様に友愛の丘キャンプカウンセラーの育成を行ないます。また京都府受託事業として野外活動指導者育成事業を実施する見込です。

また京都府立木津川運動公園の事業展開に積極的に協力し、各種のボランティア、リーダーの育成を行ないます。

(3) 野外活動や青少年育成のための運動施設、自然環境保全施設を管理運営する事業

平成26年度より、京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」の指定管理者として「府民と協働で、山砂利採取場跡地を豊かな森に再生する」「森を学び・楽しむプログラムを提供する」「芝生広場や水辺など美しい公園の維持管理を徹底する」を基本方針として、山砂利採取場跡地の自然再生、地域の歴史や文化を踏まえた里山の復元や特色ある森づくり等、多様な主体の参画・連携による、府民が育てる緑豊かな公園整備に取り組んでいます。引き続き事業を継続発展させます。

また公園の認知度も上がり、利用への要望も増え、さらに多くの府民のみなさまに活用され、愛され、にぎわう、健全な公園を目指して、様々な取り組みに引き続きチャレンジします。特にイベント会場として活用されることが徐々に多くなってきました。さらに公園で活動するボランティアグループの組織化とフォローアップも重要な活動となっています。

このように自然再生と環境教育の場として、また府民参画、生涯学習の場として、青少年の健全育成の場として、より一層充実した運営を目指します。

(4) 野外活動や青少年育成のための宿泊施設、レクリエーション施設を提供する事業

収益事業として友愛の丘の宿泊施設、キャンプサイト、バーベキュー施設の運営を行います。施設事業としての主催プログラムも運営します。

当財団の主たる事業である公益事業の促進を図ることや、安定的な経営を確保するため、施設リニューアル、新規プログラム企画、改善を行い、さらなる利用促進を図ります。

(5) 野外活動や青少年育成を行う団体と連携、協力する事業

井手町に協力し、今年度より井手町野外活動センター大正池グリーンパークの指定管理業務に単独で臨みます。また体験型施設としてカヌープログラム事業などに積極的に取り組みます。

さらに野外活動を中心とした他団体との交流を深め、関連ネットワークへの積極的な関与を行なっています。

(6) この法人の事業に関する書籍等を発刊する事業

野外教育に関する書籍等の具体的な発刊にとりかかる前段階として、府立木津川運動公園における「はらっぱブック」の作製、配布などにひきつづきとりかかるほか、園内の生きもの調査を専門家とともに進めており、このまとめを書籍にするために取り組みます。

A.公益事業

A-1. 野外活動や青少年育成、自然環境保全を行う事業

A-1-1. 季節のウィークエンド事業の開催

四季の自然を生かした子どもキャンプを、幼児から中学生までを対象に開催します。自然を楽しむ遊びと、自然の中での共同生活を展開します。夏休み期間にはサマーキャンプとして複数の事業を集中して行います。事業を展開するフィールドは、友愛の丘、木津川運動公園、大正池グリーンパークを主とし、夏には山や海、冬にはスキーなども行ないます。キャンプ以外にも、秋には親子で森遊びフェスタといった親子で参加する自然体験イベントも行います。なお旅行業に該当する事業は、旅行企画実施株式会社ハロートラベル、イベント運営公益財団法人青少年野外活動総合センターとして開催する予定です。

A-1-2. 年間の自然体験活動クラブ事業の開催

幼児から中学生までを対象にした、年間継続の自然体験クラブを以下の通り開催します。

幼児から低学年が対象の「りとるちきゅうくらぶ」「じゅにあちきゅうくらぶ」高学年から中学生を対象とした「パイオニアアドベンチャークラブ (PAC)」の3部門は月2回の活動（8月を除く）。年中児から小学生を対象としたサタデーキッズクラブは、ほぼ毎週土曜日の活動です。

活動場所は全部門友愛の丘を基本としますが、閑散期など一般利用の見込みがない時期をのぞき、できる限り森の中など一般利用者が使用しない場所での開催に努めることで、施設事業課の利益拡大に貢献します。

A-2. 野外活動や青少年育成、自然環境保全に携わる人材を育成する事業

A-2-1. 友愛の丘キャンプカウンセラー育成事業

大学生を中心とした学生スタッフ「友愛の丘キャンプカウンセラー」を育成します。年間にわたり研修を実施し、上記 A-1 の事業を職員と共に企画運営することにより、多様な価値観と適切なバランス感覚を持った人を育て、豊かな心に溢れる社会づくりに貢献します。

また、施設職員と共に施設の維持、整備、環境保護の活動を行ない、友愛の丘の一般利用者に対して、自然体験活動の機会を提供します。

隔週火曜日の定期研修、年間6回の宿泊研修、毎活動後にふりかえりわかちあいを行います。

A-2-2. ジュニアリーダー育成事業

中高生リーダー（ジュニアリーダー）を育成します。年間にわたり研修を実施し、上記 A-1 の事業を職員と共に企画運営することにより、多様な価値観と適切なバランス感覚を持った人を育て、豊かな心に溢れる社会づくりに貢献します。年間4回の宿泊研修、毎活動後にふりかえりわかちあいを行います。

A-2-3. 木津川運動公園ボランティア育成事業

京都府立木津川運動公園において、森づくりボランティアである「森守クラブ城陽」の他に、花壇ボランティア、紙飛行機指導ボランティア「城陽五里五里紙ヒコーキくらぶ」、高校・大学生ボランティア「プレイリーダー」、小・中学生ボランティア「ジュニアプレイリーダー」などの育成を行ないます。

A-2-3. 野外活動指導者育成事業

京都府から委託された青少年野外活動指導者育成事業を実施する。また、定期的に開催する各種の勉強会、自己発見を目的とした「パイオニアキャンプ」、中学高校生を対象とした「京都ティーンリーダーズチャレンジキャンプ」などのトレーニング事業を年間にわたり実施します。

A-2-4. この法人の事業に関する書籍等を発刊する事業

定款に基づき、野外活動、自然環境保全、人材育成に関して書籍発刊を前提とした冊子を作成します。

A-3. 野外活動や青少年育成のための運動施設、自然環境保全施設を管理運営する事業（京都府立木津川運動公園の指定管理事業）

京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」は平成26年春より、当法人が運営している友愛の丘の隣接地に開園し、平成26年4月より当財団が指定管理者として管理運営を行っています。平成30年度は2期目の3年目となり、当初より実施してきた事業の見直しの他、今後に向けての充実を図ります。特に京都府からの提案により、部分的ではありますが、プロフィットシェアリング※の取組みが始まり、今後はより積極的な自主事業の展開を求められます。

※プロフィットシェアリングとは「公の施設の利用促進」と「指定管理料の縮減」に向けて、指定管理者が行う自主事業の自由度を拡大する一方、その収入の一部を府に納付させる制度

A-3-1. 府民参画により森を再生する事業

城陽五里五里の丘において、平成18年より京都府主導により、府民参画による森の再生が進められています。当法人は、これを引き継ぎ、京都府や城陽市をはじめ、近隣市町村・市民グループ・学校・福祉施設・企業などと連携し、府民との絆と繋がりを深めます。

また本公園が、山砂利採取場跡地活用のモデルケースとなるよう、維持管理を行います。

A-3-1-1. 府民参画の森づくり活動支援

行政や学識経験者を交えた利用促進会議を開催し、森守クラブ城陽への援助、種子や実生の収集、育苗、植樹、草刈、間伐、集草の堆肥化などに取り組みます。特に平成28年度より本格化した未開園区域の植樹については、1200本程度の新たな植樹を目指します。

A-3-1-2. 多様な団体等の参画の推進

幼稚園、保育所から大学、支援学校等に至るまで、幅広い年齢の教育機関と連携する。さらに地域サークル、団体、企業との連携を図ります。

A-3-1-3. 森の人材育成

子どもからおとなに至るまでの、幅広い人材、リーダーを育成し、公園インタープリターを育成します。

A-3-2. 森を学び、楽しむ場を提供する事業

子どもからおとなまでが、自然にふれ親しむイベントを開催します。地域ネットワークを活かし、活動団体と連携して府民参画を図ります。

環境教育プログラムを実施する。手軽なプログラムから、学校向けのプログラム、四季の自然観察会、親子自然観察教室を開催し、環境学習の支援スタッフの配置などを行います。

A-3-2-1. 森を活かした季節のにぎわいイベントの開催

従来からの公園主催イベントは引き続き実施しながら、一般や公共団体が企画する、府民が誰でも参加できるフェスタなどの催しを積極的に受け入れます。このことにより多様な団体や個人のスキルを活かして、多彩なイベントの開催を実現します。さらに主催者側にとっても公園の協力によってスムーズな運営が可能になるなど双方のメリット実現を目指します。

以下のイベントの予定は平成31年2月現在の見込です、★印は他団体主催主幹によるもので、名称などが仮称となっているものも含まれます。

パークヨガFesta★（5月12日）
はらっぱブラス in KYOTO（5月26日）
クラフト・パンフェスタ★（5月26日）
いちじくマルシェ（9月8日）
てんとうむしマラソン★（9月22日）
Made in 京都フェスタ★（秋）
城陽秋花火大会★（10月20日）
城陽市緑化フェスティバル★（10月27日）
熱気球フェスタ2019（11月17日）
新春！凧揚げの日（1月）

A-3-2-2. 環境学習プログラムの提供

手軽なセルフプログラムの提供、学校団体向けプログラムの用意、開発、みつけてビンゴの実施、活動パンフレットの作成、はらっぱBOOKの発行。四季の自然観察プログラムの実施、生きもの塾の開催、生きものみつけの開催、星空観望会の開催、環境学習支援スタッフの配置などを行います。

A-3-2-3. 青少年対象のプログラム展開

宿泊をとともう青少年対象環境教育プログラムの実施（年2回程度）、ごりごりの丘プレイパークの開催、幼児プレイパークなどを開催します。

A-3-2-4. 一般対象のプログラム展開

森づくり学習講座（月1回）の開催、ジョギング、ウォーキングコースの設定、各種健康スポーツ教室の開催、ヨガ、太極拳、ノルディックウォーキング、健康体操、グラウンドゴルフ教室などの開催。各種文化講座の開催。

A-3-3. 自然と文化を感じる快適な空間づくりを行う事業

誰もが安心して楽しむことのできる公園づくりを行うとともに、里山の風景を再現することを目標に、適応した種を選別し、育成します。

園内の調整池周辺には、チガヤやオギの風景を、また園の中央には美しい芝生と原っぱの風景を、果樹林には地元品種に限定した果樹林を、自然の多様性や

連続性の点から維持管理を行い、来園者にとって気付きの多い公園づくりを目指します。

特に、池周辺の草地の管理方針を明確にするとともに、オギ原の出現を目指すべく、草刈り頻度と高さを厳密に調整します。多様な生物の生息地として、環境学習の場となるような管理を目指します。また、古来から里にあった風景や花々の導入を目指し、水田の活用に加え、ニホンスイセン、カンゾウ、ヒガンバナ、レンゲソウなどの植栽を行ないます。

A-3-4. 野外活動を通じて青少年育成を行う事業

子どもからおとなに至るまで幅広い年齢層の人が関わり合う事で青少年が自分と他者との関係性を考え、築き、学ぶ機会をつくります。また、子どもが五感を開放させて発想を自由に膨らませる経験ができる場を提供します。

A-3-4-1. 子ども同士が関わり合うプログラムの実施

ごりごりの丘プレイパークの開催、幼児プレイパークの開催、はらっぱ KIDS クラブの開催、はらっぱおえかき、こどもアトリエなどの開催、学校遠足等における遊びのプログラムの提供を行います。

A-3-4-2. 世代を越えた関わりを含むプログラムの実施

高校生大学生のプレイリーダーの事業参加による育成、小学5年生から中学生のプレイリーダージュニアの事業参加による育成、シニアと子どもと一緒に工作する折り紙ヒコーキづくりの開催を行います。

A-3-4-3. 子どもが五感を開放して取り組むプログラムの実施

はらっぱおえかき、はらっぱアトリエの開催、生きものみつけの開催

B.収益事業

B-1. 野外活動や青少年育成のための宿泊施設、レクリエーション施設を提供する事業

B-1-1. 友愛の丘施設運営事業

友愛の丘では、野外施設は一般の家族、学校、クラブ活動、サークル活動、その他企業のレクリエーションや研修での利用があります。

また宿泊施設においては、多くは学校のクラブ活動やサークル活動、企業による合宿、研修などと、当財団主催のプログラム利用を主としています。野外施設と宿泊施設の利用は年間3万人を超える利用があります。

施設の提供だけではなく、各団体や個人が行う野外活動プログラムの援助・指導の他、環境学習などの友愛の丘の施設事業として独自のプログラムを提供します。

① バーベキュー場、キャンプ場の開設

期間 通年、水曜休館

(年末年始、学校の長期休み期間、祝日、12月～2月などの期間を除く)

内容 学校、青少年団体、家族、地域グループ、サークル、スポーツ団体
企業等、団体、個人のバーベキュー、キャンプ等の野外活動
友愛の丘の施設事業として実施する体験プログラム等

② 宿泊、研修所の開設

期間 通年、水曜休館

(年末年始、学校の長期休み期間、祝日、12月～2月などの期間を除く)

内容 学校、青少年団体、家族、企業等団体、個人の行う集団生活指導、研修

B-2. 野外活動や青少年育成を行う団体と連携、協力する事業

B-2-1. 大正池グリーンパーク協力事業

井手町に協力し、今年度より井手町野外活動センター大正池グリーンパークの指定管理業務に単独で臨みます。また体験型施設としてカヌープログラム事業などに積極的に取り組みます。

B-2-1-1 より良いサービスの提供

- ① 町民をはじめ近隣住民を対象とした質の高いアウトドア体験の提供をめざします
- ② 施設運営への町民参加を、役場と共同して積極的にすすめます。

役場と共同し、地域の組織や事業所との連携をすすめ、町民が運営に参画できる場をもうけます。

B-2-1-2 平等な利用の確保

- ① 幅広い情報発信を行ないます。
- ② 利用予約の便宜をはかります
町内、町外に関わらず、利用予約を1年前から受付け、平等な機会の確保をはかると共に、いっそうの利用促進をはかります。

B-2-1-3 効率的、効果的な運営方針

- ① 繁忙期・閑散期に合わせた柔軟な人員配置をします。
繁忙期や閑散期を考慮し、効率的な人員配置をおこないます。繁忙期には、当法人が運営する他施設からの応援なども行ないません。また冬期など閑散期には、役場と協議の上、閉館日の追加設定や開館時間の短縮などをおこない、弾力的な運営体制を目指します。

B-2-1-4 関係法令の遵守

都市公園法、井手町野外活動センター施設の設置及び管理条例、井手町野外活動センター施設指定管理業務仕様書などに記載の事項のほか、井手町個人情報保護条例、電気事業法、水道法、消防法、労働基準法など遵守し、適切な管理をおこないます。

B-2-1-5 通常時の安全管理について、以下を考慮します。

- ① 巡視、施設点検
- ② 水際の安全確保
- ③ 自然災害の予測
- ④ 作業時の安全確保
- ⑤ 事故発生等に対する備え
- ⑥ 利用指導、マナーアップによる安全確保

B-2-1-6 緊急時の対応について

緊急連絡網を整備周知し、迅速な対応ができるように準備します。また

役場との連携をはかり、必要に応じて当法人の他事業所からの応援体制をつくります。

B-2-1-7 人員配置・緊急連絡体制について

- ① メリハリのある勤務体制
- ② 緊急連絡体制の確立
- ③ マニュアル・計画等の整備
- ④ 年間計画の周知とスキルアップ研修

B-2-1-8 利用者に対するサービスの向上等、施設の利用促進を図ります。

- ① バンガローや会議室、バーベキューサイト、キャンプサイトの利用受付、会計清算、広報など
- ② 活動に必要な物品の貸出や販売
- ③ 飲食品の販売、提供

B-2-1-9 地域活動と連携する活動をおこないます。

- ① 役場との緊密な連携をはかります。
- ② 緑と清流を守る会や井手町商工会など、地元で活動する団体や個人との連携、活躍の場を提供します。そのための連絡会議などの機会を設けます。
- ③ 既存の企業CSR活動を維持し、それを足場として、企業ニーズと施設ニーズの協調をはかり、さらに発展させるよう尽力します。
- ④ (前述) 役場と共同し、地域の組織や事業所との連携をすすめ、町民が運営に参画できる場をもうけます。特に多様な体験活動を提供するなかで、町民講師などへの協力を仰ぎます。
- ⑤ (前述) 役場と共同し、適切な時期に地域の方と共にプラットフォーム会議(仮称)などを設置し、要望や意見を交換する場を設けます。

B-2-1-10 自主事業を実施します。

当法人の本来活動である青少年野外活動を中心とした多様な事業を年間にわたり実施展開します。特に夏休み期間の平日を活かして実施します。

- ① 施設利用者を対象として、カヌーツアーなど施設環境を活かしたアクティビティを実施展開します。
- ② ハイキングコースの開拓や自然観察など、新規プログラムの開発に取り組めます。
- ③ 広く一般を対象としたさらなる利用促進をはかるため、他団体による持込みイベントなども、条件によって受け入れを検討します。

B-2-1-11 既存事業の継続についての提案

- ① 既実施の事業については、可能なものはできるだけ継続します。
- ② 木のオーナー制度は、樹木の継続管理が長期にわたるので困難です。したがって制度を継続しません。ただし現状の設置パネルは当面維持しますが、破損の修繕はおこないません。
- ③ しいたけのホダ木作りと菌打ち体験は、多大な労力が必要なため、当面保留します。地元の団体など協力者があれば、継続実施します。
- ④ 既存の企業CSR活動を維持し、それを足場として、企業ニーズと施設ニーズの協調をはかり、さらに発展させるよう尽力します。

B-3. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

B-3-1 丘の上ダイニングへの場所貸与

友愛の丘本館の一部を「丘の上ダイニング」に貸与します。

B-3-2 施設の改善

友愛の丘施設の改善を随時行ないます。